告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

第 五 を担当する機関として、 た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術 第十四条第四項においてその例によるも 次の者を指定した。 のとされた生活保護法第四十 律 の促進並びに永住帰国 (平成六 年法律第三十 九条及び

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

うえだ歯科医院植田	科の駅マツモト歯松本	おおいし歯科医院 大石	たかは歯科高橋	志木小林歯科 医療法人	ク	小谷場クリニック 康田	リークリニック佐藤さとう内科ファミ		名称開
祐 久	晃一	正人	和 義		聰	典鷹	理 仁	内クリニッ 田 団	設者名
七 市南一一九一四	八 青木ビルコF	一一F	一六 羽生市上新郷五七○八	美林志木市本町三―五―二	江利川ビル一階 化本市北本一 一 一 〇 七	川口市小谷場四一〇—	7田市笹目一一三三—	新座市本多一ー三ー八	所在地
一 日 平成二十八年八月	一日 平成二十八年八月	一日平成二十八年九月	一日 平成二十八年九月	一日平成二十八年七月	一日平成二十八年八月	一 日 平成二十八年八月	一日 平成二十八年九月	一 日 一 日 八 年 八 月 月	指定年月日

伊藤和紀	氏 名
	住所
的中整骨院	名称
ト一〇三一かかかからイ平成二十八川越市的場一二三〇	施 術 所 在 地
-平成二十八年八月一日	指定年月日

一 指定施術機関

ーション 看護リハビリステ パンジーの里訪問	殿山薬局	北上尾鈴薬局	坂戸店まごころ薬局・北	上尾店 北	伊奈町役場前店株のエルシア薬局ウ	木の実薬局
冷熱工業 常伸	IHC合同会社	株式会社 エス	北株式会社 いま	北有限会社 ひま	式会社・ア薬	株式会社 かく
フラット九田一○二	東松山市殿山町三四ー八	上尾市久保一八一一	坂戸市溝端町七ー三	上尾市上一四四一一	七七七一年,一十七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	新座市本多一ー三ー九
三平成二十八年八月	一日 平成二十八年八月	一 日 平成二十八年八月	一日平八年九月	一日平成二十八年八月	一日 平成二十八年九月	一日 平成二十八年八月

11011
東池袋四丁目はりき池袋四一一八一東池袋四丁目はりき池袋四一一八一
りきゅう接骨院 舞三ー五ー一四 十五日ほねつぎふじみ野はふじみ野市鶴ケ平成二十八年八月二
KEiROW与野ス 区上落合六ー九 アーション
ース ○七二一八 七日在宅マッサージ・ピ春日部市大場一平成二十八年八月十
うマッサージ 野二八〇一四ともちゃんはりきゅ春日部市武里
うマッサージ 野二八〇一四 日ともちゃんはりきゅ春日部市武里中平成二十八年十月一